

特定病原体等取扱施設の構造および設備の基準で平成 24 年 3 月 31 日までの経過措置が認められている項目（省令附則第 3 条関係）

特定病原体等の種別 グループ	二種病原体等		三種病原体等		四種病原体等	
	B	C	D	E	F	G
病原体（細菌、真菌）の例	炭疽菌、野兔病菌 ペスト菌	ボツリヌス菌 ボツリヌス毒素	多剤耐性結核菌 コクシエラ属、コクシジオイデ ス、鼻疽菌、類鼻疽菌、ブルセ ラ属菌、リケッチア属	細菌／真菌は 該当する特定 病原体等は、 無し	結核菌（多剤耐性結核菌を除く） チフス菌、パラチフス菌 A	腸管出血性大腸菌 赤痢菌、志賀毒素、 クラミドフィラ属 コレラ菌 01, 0139
実験室が入る建物の耐火構造または不燃材料（建築基準法）	●	●	●	●	●	●
実験室の専用の前室の設置	○ (検査室は「-」)	-	○ (検査室は「-」)	-	● (検査室は「-」)	-
インターロックまたはこれに準ずる二重扉の設置	○ (検査室は「-」)	-	○ (検査室は「-」)	-	● (検査室は「-」)	-
実験室内の壁や床が消毒可能な構造	○	○	●	●	●	●
実験室の窓等の措置	● (製造施設および 検査室は「-」)	-	● (製造施設および検査室は 「-」)	-	● (製造施設および検査室は 「-」)	-
排気設備の HEPA フィルターの設置	● (1 以上)	-	● (1 以上) (検査室は「-」)	-	● (1 以上) (検査室は「-」)	-
排気設備の差圧管理できる構造	● (製造施設は「-」)	-	● (製造施設および検査室は 「-」)	-	● (製造施設および検査室は 「-」)	-
排気設備の稼働状況確認装置の設置	●	-	● (検査室は「-」)	-	● (検査室は「-」)	-
排水設備	●	-	●	-	●	-

○：法の施行と同時に実施

●：5年間の経過措置が設けられている項目（ただし二種病原体等取扱施設については、施行後の猶予期間内に申請されたものに限る。）

-：基準では求められていない。

2011 年 10 月 4 日 V2

作成者：名古屋大学大学院医学系研究科 荒川宜親